特定非営利活動法人

食品保健科学情報交流協議会

(案)

第 18 回通常総会議案書

（同封しました議決権行使書／委任状を 5 月末日までに NPO 法人食科協事務所宛て送付願います。）

日　時

2020（令和 2）年 6 月 3 日（水）13 時 30 分～14 時 15 分

場　所

全麺連会館会議室

〒135-0004　　東京都江東区森下３－14－3

会議の方法

次ページ「総会の進行について」に記載のとおり

総会の進行について

総会への対応については、4 月 8 日の食科協からのお知らせ「新型コロナウイルス感染症への対応について」（馬場理事長発）に記載のとおり実施する。

１、　5 月 8 日を目途に以下の資料及び議決権行使書／委任状をダイレクトメール及び E-メールにて発送し、会議体に代えての開催とする。

（1）**総会提出議題等資料**は次のとおりです。

第 1 号議案　2019（平成 31／令和元）年度事業報告(案)及び決算書(案)、2019（平成 31／令和元）年度貸借対照表、監査報告書

第 2 号議案　2020（令和 2）年度事業計画書(案)及び予算書(案)

第 3 号議案　役員改選関係文書

第 4 号議案　その他（新たな議題があれば資料とする。）

報告事項　　必要に応じて資料を作成・送付する。

（2）**議決権の行使**等の方法

議決権行使書／委任状（別添）を総会提出議題資料に同封するので、必要事項を記入後 FAX 又は E－メールにて NPO 法人食科協事務所宛て 5 月末日までに送付頂くものとする。

（3）**各議案の採決**は、6 月 3 日に全麺連会館において行う。

議決は、各会員からの議決権行使書／委任状の集計結果を理事長、専務理事、理事 1 名、監事及び一般会員 1 名が確認し、議事録を作成する。

２、**総会結果の報告**について

6 月度ニュースレターに掲載して会員に報告する。

以上

特定非営利活動法人　食品保健科学情報交流協議会

第 18 回　通　常　総　会【2020（令和 2）年度】

議　事　次　第

１．　開会挨拶（13 時 30 分）

２．　理事長挨拶

３．　議長選出

４．　議事録署名人選出

５．　議案審議

第１号議案　2019（平成 31／令和元）年度事業報告（案）及び 2019（平成 31／令和元）年度決算報告（案）について

2019（平成 31／令和元）年度活動・業務監査報告

第２号議案　2020（令和 2）年度事業計画（案）及び 2020（令和 2）年度予算（案）について

第３号議案　役員改選について

第４号議案　その他

６．　報告事項

７．　閉会挨拶（14 時 15 分）

以上

議案書

第 1 号議案

2019（平成 31／令和元）年度事業報告（案）

2019（平成 31／令和元）年度決算報告(案)

2019（平成 31／令和元）年度貸借対照表

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

2019（平成 31／令和元）年度監査報告

第 2 号議案

2020（令和 2）年度事業計画（案）

2020（令和 2）年度予算（案）

第 3 号議案

役員改選について

第 4 号議案

その他（特になし）

報告事項

特になし

第 1 号議案

2019（平成 31／令和元）年度事業報告（案）

はじめに

2019 年末に中国で発生したといわれる新型コロナウイルス感染症は、中国において猛威を振るい日本国内へも多大な被害をもたらすとともに世界的な広がりを見せ、3 月には WHO からパンデミックとする発言がなされた。単なる健康問題ではなく、国際的な政治・経済に大きな影響を及ぼす社会問題となり、その先の見通しが現状ではできない状況にある。

このような問題発生時における科学的裏付けのあるリスク管理とそれを誰もが納得できるよう行うリスクコミュニケーションの重要性を再認識させられた。

世界的な発生状況(パンデミック)により東京オリンピック・パラリンピックは、約 1 年の延長が決まり、これに対する支援は継続することとなる。

また、この影響により活動を停止あるいは縮小した食品事業者等の営業活動の再開時における衛生管理等への支援を視野に入れるなど、この事案の食の安全への影響等についての推移を見ながら、情報を発信するとともに、食科協の役割を果たせる対応を模索している。

さて、本年 1 月に弊協議会のコンピュータがウイルスに汚染され、関係者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことは、情報交流を進める NPO 法人として反省すべきこととしてお詫び申し上げます。現状では回復し、メールアドレスの変更を行いましたことを報告いたします。

また、コンピュータ関連対応の出費によることを主因として、NPO 法人食科協会計が発足後初めてマイナス決算となってしまった。幸い、講演会等活動においては、すべてプラス決算であったので、一過性のものと考える。

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会(略称：NPO 法人食科協)は 10 周年にあたり発信したコミットメント（全文を参考に記載）を活動の基本方針として展開することとし、これに基づき活動してきたが、食の安全を取り巻く環境の変化に合わせて更に推進するための検討をしたい。

改正食品衛生法について

厚生労働省は、昨年 6 月に「食品衛生法等の一部改正する法律」を公布した。

その改正内容は、「HACCP に沿った衛生管理の制度化」、「営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」、「国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備」、「広域的な食中毒事案への対策強化」などであり、そのうち「広域的な食中毒事案への対策強化」につては、平成 31 年 4 月に施行された。

その他の項目についても「容器包装の衛生規制整備」を除き、令和元年 11 月及び 12 月に具体的な内容を示す政令、省令が改正や追加された。これにより令和 2 年 6 月の施行が明確になった。各自治体における条例改正も進んだ。

当協議会では、6 月に「食品衛生法の一部改正について」の研修会を行い、「改正食品衛生法の政省令について」をテーマとする公開講演会を 11 月に行った。

食品表示法について

食品表示法では、平成27年4月施行から経過措置の5年まであと約1年と迫る中、平成30年度の計画事業の食品表示勉強会を平成31年4月に延期実施した。

また令和元年度は、遺伝子組換え食品、食品添加物表示について検討されている。9月に食品表示を含むゲノム編集技術応用食品等の取り扱いに関する留意事項が通知された。また、食品表示基準の一部改正があり、「アーモンド」を特定原材料に準ずるものとして追加されたところである。

令和2年度当初においては食品表示法に基づく食品表示基準における義務化事項の完全施行がされることとなるので、2月に食品事業者がすべての食品表示を適切に対応できるよう情報の提供が必要であるため「食品表示法（食品表示基準）の施行に備えて」と題する講習会を開催した。

食中毒の傾向について

食中毒等については、アニサキス寄生虫による食中毒の発生件数が昨年の第1位となった。今年も、寄生虫はアニサキス、ウイルスはノロウイルス、そして細菌はカンピロバクターが発生件数の最上位を占めている状況に変わりはない。また、自然毒による事件の発生も広がっている。

食中毒等の予防対策として、引き続き、病原微生物に対する継続した衛生管理の徹底が求められ、併せて、生食による寄生虫の予防対策も重要である。

今年も、台風による大雨や強風等による災害による避難生活が全国の広い範囲で見られている。異常気象によるライフラインへの影響による食品の安全を損なう状況への注意の喚起は重要な課題と考える。

なお、ラグビーのワールドカップにおける食中毒の発生がみられなかったことは東京オリンピック・パラリンピックへの参考となるものと考えられる。

アレルギーについて、

食品表示基準の一部改正があり、「くるみ」に続き「アーモンド」を特定原材料に準ずるものとして追加されたところである。

食品安全規制の国際的状況について、

HACCP制度化の中で、ISO22000、FSSC22000やJFS（日本版日本版HACCP）に関連して、国内の事業者がHACCPの認証だけでない価値観を求めて、これらの国際的な認証を得ようとする動きが進んでいる。食科協としては、この動きに注目し情報の収集を図り、ニュースレターやかわら版等を通じて適宜提供してきたところである。

食科協活動の推進について、

会員から活動の支援のため多額の寄付をいただき、この活用について検討会を設置して検討し、臨時理事会を開催した。その結果を第 18 回総会に報告する。

なお、食科協活動の在り方について 2019 年度最後のニュースレターが 200 号の節目を迎えたことから、馬場理事長が「ニュースレター200 号発刊に当たって」を投稿し、食の安全を取り巻く状況のこれまでとこれからについて考え方を表明した。

上記のような社会情勢・行政機関の動向を踏まえ、食品の安全確保を脅かしかねない実情に対応するため、食科協は食の安全リスクコミュニケーションの推進及び食の安全の施策への調査・提言を柱とした情報提供・技術指導事業、学術交流会事業、調査研究事業、組織の強化などの諸事業の積極的な実施に努めるとともに、内外の関係機関団体等との連携の輪を拡げることとしてきた。

Ⅰ　NPO 法人食科協の運営

1　組織の強化

ここ数年の課題として、会員の減少があったが、今年度に入って賛助会員が若干の増加をしている。一方、正会員は設立当時に比較し約半数になっており、高齢化も進んでいる。しかし、講演会等への参加者は常に盛会となる状況であり活動への期待はされているものと自負している。

会員様からのご寄付をいただき、事務局を中心とする検討を経た臨時理事会の議決により、来年度から基盤整備事業を新設し、組織の強化及び活性化に向けた具体的な対応をすることとした。

講演会・ワークショップ等の開催、かわら版等のメール配信による情報提供の活用や各種団体のリスクコミュニケーションなどの機会を利用して食科協の活動内容を説明するなど会員の増加に努めた。

2　通常総会等の開催

(1)　第 17 回通常総会は、6 月 4 日（火）12 時 30 分から東京都中央区日本橋社会教育会館ホールにおいて開催し、平成 30 年度事業報告案及び決算報告案、2019 年度事業計画案及び予算案及び役員改選の議案等を審議し、了承された。

役員改選については、土肥理事が退任し、有働理事、見冨理事が新たに就任することとなった。また、土肥氏の退任に伴い渡邊理事が専務理事となる旨理事会での互選結果が報告された。

(2)　第 1 回理事会は、第 17 回通常総会日（上記）に開催し、総会に付すべき事項の 2019 年度事業計画及び予算の執行等に関する事項等を審議し、了承された。

第 2 回理事会は 11 月 6 日の公開講演会の午前に開催し、2019 年度上半期の事業報告、予算の執行状況等及び 2019 年度下半期計画等を審議し、了承された。

(3)　臨時理事会は、次の議題について電子媒体の活用による審議を行った。

第 1 号議案　収支予算書の科目の見直しについて

森谷氏の寄付金の活用のために、収支予算書の科目の見直しを　　行い、次のとおりとすることの承認。

1、収入科目	事業収入	国際協力事業を廃止し 基盤整備事業とする
支出科目	事業費	国際協力事業を廃止し、 基盤整備事業とすること。

2、寄付金 200 万円については、5 年間を目途に活用することとし、1 年度平均 40 万円程度とする。

ただし、緊急な支出を必要とする場合は、理事会の議を経て活用できるものとする。

第 2 号議案　総会前の備品購入費の臨時支出について

今年度予定していたパソコンの購入経費が予算額及び予備費の合計を超えたため、支払いを 2 分割し、来年度にまたがり支払うことを納入業者と取り決めたので、この支出の承認。

見積額　311,950 円　　令和元年度支払額　　110,000 円

令和 2 年 4 月末支払額　201,950 円

第 3 号議案　NPO 法人食科協のメールアドレスの変更について

パソコンがウイルスに感染し、多くの関係者に迷惑をかけるとともに連絡事務に支障をきたしたため、食科協事務所パソコンのメールアドレス変更に当たり事務処理を事務局への委任。

事務局として、次のメールアドレスを提案。

NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp

参考：2002 は食科協創設年を表します。

(4)　常任理事会は原則として毎月開催し、食科協の運営全般、並びに情報提供、技術指導、学術交流会等の業務の執行や結果の評価を協議した。また、必要に応じ、運営委員会と連携を図っている。

(5)　運営委員会は常任理事会の討議案件の準備をすること、食科協の運営に関わる必要な事務の中心的役割を担い、常任理事会と連携を図っている。

Ⅱ　事業内容報告

1　概要

食科協創立 10 周年を機会に発信したコミットメントに基づく活動をしているところである。

厚生労働省は、前年に食品衛生法の改正が成立し、それに伴う政令及び省令が改正・公布された。容器包装関係については引き続き作業が進められている。この状況について、会員研修会及び公開講演会において「改正食品衛生法等の政省令の一部改正について」をテーマに開催し、食品事業者や食品衛生監視員への支援をした。

消費者庁は、食品表示法に基づく食品表示基準の施行を来年度に控えその円滑な移行をめざしていたが、食品事業者の取り組みの遅れがあるとのことから、これらに対応する情報収集及び発信のために 2 回の講演会等を開催したところである。

2　学術交流会事業

〇食品表示勉強会「食品表示（食品表示基準）の施行に備えて」

4 月 23 日　12:45～16:40

江東区森下文化センター　多目的ホール

座　長　NPO 法人食科協顧問　森田 邦雄

基調講演　食品表示行政の最近の動向について

講師　消費者庁表示対策課課長補佐　田中 誠 氏

講　演　食品栄養成分表示について

講師　消費者庁食品表示企画課保健表示室

食品表示調査官　保坂 弘子 氏

パネルディスカッション

座長及びパネリスト　勉強会座長 及び 講演者 2 名様

〇公開講演会「改正食品衛生法の施行に備えて」

11 月 6 日（水）13：00～17:00

（一財）日本科学技術連盟　東高円寺講堂(2 階)

（共催）一般財団法人日本科学技術連盟 IS0 審査登録センター

座　長　NPO 法人食科協顧問　森田 邦雄

基調講演　改正食品衛生法政省令の主な改正点等について

講師　厚生労働省食品監視安全課課長　三木 朗 氏

講　演　HACCP の制度化と適合証明の関係

講師　NPO 法人食科協専務理事　渡邊 清隆

パネルディスカッション

座長　NPO 法人食科協顧問　森田 邦雄

パネリスト ご講演者（三木 朗 氏及び渡邊 清隆）

さいたま市保健福祉局食品・医薬品安全課課長　今川 正紀 氏

食品化学新聞社「月刊フードケミカル」編集部　立石 亘 氏

3　情報提供、技術指導関係事業

(1) 食科協ニュースレター及び食科協かわら版の発行

ニュースレターは、4 月 189 号から本年 3 月 200 号まで発刊した。

また、平成 27 年度から配信を開始した食科協かわら版は、1 月中旬に 228 号を配信した直後に PC がウイルスに感染し添付ファイルの送信ができなくなり、229 号の代替として「日めくりかわら版」の名称を作り 30 号まで発信した。年度末から、情報発信を「ニュースレター」、「かわら版」及び「かわら版ニュース&トピックス」と整理することとした。

「ニュースレター」は、食科協の機関誌として、会の情報や主張を中心に提供するとともに、会員に向けた食の安全に関わる行政動向及びそれに関係する情報の解説をし、併せて、会員等の意見を収載する。

「かわら版」は、行政情報の提供をするとともに、会員の食の安全に関わる活動の情報や食品に関わる社会の動き等を提供する。

「かわら版ニュース&トピックス」は、食中毒や食品事故・事件等を中心とする情報の提供を行う。

これらについては、情報のカテゴリーを明確にし、行政情報、消費者情報、海外情報、会員の声など投稿を得ながら広く会員の参加を得るよう努力している。

(2) 食科協会員研修会の開催（公開講演会として実施）

6 月 4 日の第 17 回通常総会終了後、

中央区日本橋社会教育会館ホール

テーマ　：改正食品衛生法等の政省令について

座長　　NPO 法人食科協顧問　　森田 邦雄

基調講演　食品衛生法等の一部を改正する法律の概要について

講師　厚生労働省食品監視安全課課長　　道野 英司 氏

講　演　　器具・容器包装の制度改正について（食品衛生法改正）

講師　厚生労働省食品基準審査課課長補佐　　太田 光恵 氏

パネルデスカッション

座長：講演会座長　　パネリスト：ご講演者　　2 名様

(3)　食品表示講習会「食品表示法（食品表示基準）の施行に備えて」

令和 2 年 2 月 20 日（火）13：00～16:40

江東区豊洲シビックセンター　5 階ホール

座長　　消費生活コンサルタント　　森田 満樹 氏

基調講演　食品表示基準への移行に向けて

講師　消費者庁食品表示企画課 課長補佐　　高橋 亨 氏

講　演　　食品表示行政の最近の動向について

講師　消費者庁表示対策課 課徴金審査官・

機能性表示食品特命室長　　田中 誠 氏

パネル ディスカッション

座長及びパネリスト　　講演会座長及び講演者　　2 名様

座長の発言　消費者と食品表示 ―食品表示法施行後の課題―

森田 満樹 氏

(4) リスクコミュニケーション部会及び食の安全施策調査部会活動

厚生労働科学研究補助による成果物である「食の安全ナビ検定」を活用するための見直しや新たに食品表示や HACCP をテーマとするクイズの作成を検討した。きわめて大きな改正食品衛生法、新食品表示基準等の制定であったため、この施行に合わせた時点修正が優先事項となり、より効果的なコミュニケーションツールの在り方を模索することとなった。

改正食品衛生法関係の政省令検討案への意見発表や勉強会の開催を検討した。施設基準に関する省令に対するパブリックコメントについて、令和元年 9 月に意見を提出した。

自治体の開催する食の安全に関する事業への支援等については、「千葉県における HACCP 推進普及をする会」に参加し、HACCP セミナー&相談会へ会員を民間相談員として 3 名を派遣した。

(5)　対外交流等（講師派遣・出版等その他）

＊馬場理事長

・特別会員である全国製麺協同組合連合会様の 60 周年記念式典には、馬場理事長が参列し、事務所の貸与や会議室の提供等日頃のご支援に感謝の意を表した。

＊小暮常任理事

・一般財団法人食品産業センター
平成 31 年度食品の品質･安全管理サポート事業 HACCP プラン作成等に資する情報提供検討委員会に参加

・公益財団法人食品等流通合理化促進機構
HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書作成事業
卸売市場「水産物仲卸業」及び「青果物仲卸業」の作成に参加

＊関沢顧問・広田理事

・徳島県安全衛生課等開催の「食品安全リスクコミュニケーター消費者大学校」（9 月 10 日から週 1 回・計 5 週）の企画と講師として参加

＊立石運営委員・馬場理事長

・日本食品衛生協会発行「食品衛生研究　第 70 巻第 1 号(2020 年 1 月)」に「HACCP 制度化後に想定される運用上の課題～HACCP 普及における課題を考える：EU 委員会レポートを参考に～」を掲載

＊北村運営委員、土肥会員、佐々木会員

・千葉県「HACCP セミナー&相談会」7 月から年度末まで延べ 13 回相談員として参加

＊北村運営委員

・フードサニテーションパートナー会第 51・52 回講演会（9 月）「近づく HACCP 制度化と省力化へのアプローチ」のコーディネーター

・日本メディカル給食協会の食品衛生研修会（9 月）「HACCP の義務化に向けて～給食における食の安全管理を再認識する～」を講演

(6) 関係団体機関との連携

講演会・勉強会の開催にあたって、関連テーマに賛同していただく団体等に共催・後援を頂いている。これまで、講演会の開催や後援でご協力を頂いた一般財団法人日本科学技術連盟様には、本年も公開講演会で、共催をいただいている。

これまで、地方自治体との関係については明確にしていなかったが、食　品表示法の制定、食品衛生法の一部改正等に対応する自治体への支援、協力を行うことを明確にして、対応することができた。

①　食品衛生監視員（食監）の講演会、勉強会への参加費について、会員と同等としてその参加しやすい環境を構築した。食品表示講習会開催時における豊洲市場

の見学会で食監のためのコースを実施した。

② 自治体の行う食品事業者の取り組みを促すHACCPの勉強会等への支援を行ったが、このような事業への参加を継続すべきと考える。

4 調査研究事業

リスクコミュニケーション部会及び食の安全施策調査部会の活動ができなかったことから、情報の提供が主体となってしまった。

なお、改正食品衛生法に関する政省令改正や自治体の条例改正の情報の収集や意見表明及びワークショップの開催が継続した課題とし、いかに食品事業者に伝え消費者の理解を得るようにするのか検討する必要がある。

以上

参考

創立 10 周年記念事業

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会のコミットメント

創立 10 周年を迎えて、私たちは次の 10 年へと新たな一歩を踏み出そうとしています。食科協の活動に系統性と一貫性を持たせ、かつ食品安全に関係する多くの人や組織との協力を強化し、NPO としての目標の実現を目指します。このため、時期や必要条件などについて優先順位を考慮し、可能なことからできる限り実施しようと思います。

1．情報発信の改善と充実

ニュースレターやホームページの充実と読みやすさなどの改善を図り、情報交換の活性化を図る

2．勉強会での独自テーマの追及や、系統的な開催などへの改善

食科協の独自性を重視した問題の掘り下げや、シリーズ開催を検討する

3．外部への意見発信と提言

ホームページでの意見発信やパブリックコメントに対応した建設的提言を目指す

4．組織の強化・会員数の拡大

NPO 食科協の趣旨に賛同する方の入会を歓迎するとともに、遠隔地との交流も図り、地域的な活動範囲の拡大を図る

5．調査・研究活動の強化

作業部会の活性化と関係者間の連絡強化を図り、食の安全ナビ検定クイズなどの一層の活用を図る

6．国内外の関連団体との交流や情報交換による連携と協力の拡大

広範囲の食品安全関係者や専門家、報道関係者や国内外の関係諸団体と連携および協力の拡大を図る

以上

NPO 法人食科協創立 10 周年記念総会

平成 25 年 6 月 20 日

銀座ブロッサム（東京都中央区中央会館）

2019（平成31／令和元）年度決算報告書（案）（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

NPO法人食品保健科学情報交流協議会　　単位：円

科　目	平成31年／令和元年度 予算	平成31年／令和元年度 執行状況	収支差額	備　考
収　入	2,892,006	4,955,729	2,063,723	
会費収入	1,590,000	1,700,500	110,500	
正会員会費	550,000	500,500	-49,500	入退会差等 8名
賛助会員会費	1,040,000	1,200,000	160,000	2社増
事業収入	1,202,000	1,211,000	9,000	
情報提供技術指導事業	601,000	294,000	-307,000	計画差（2回 ⇒ 1回）
苦情相談事業	0	0	0	
学術交流事業	321,000	601,000	280,000	計画差（1回 ⇒ 2回）
調査研究事業	280,000	316,000	36,000	
国際協力事業	0	0	0	
管理費収入	100,000	44,211	-55,789	資料売上げ減等
	100,000	44,211	-55,789	
寄付	0	2,000,000	2,000,000	会員からご厚情2,000,000
利息	6	18	12	
前期繰越	200,191	200,191	0	
普通預金	200,191	200,191	0	
収　入　合　計	3,092,197	5,155,920	2,063,723	
支　出				
事業費	872,500	1,043,674	171,174	
情報提供技術指導等事業	455,000	236,134	-218,866	計画差（2回 ⇒ 1回）
講師料	70,000	0	-70,000	講師辞退
賃金・アルバイト料	0	0	0	
原稿料	10,000	0	-10,000	講師辞退
資料作成	0	0	0	
交通費	3,000	2,020	-980	
会場借料設営費等	40,000	9,930	-30,070	安価会場申込み抽選当選
会議費	100,000	109,800	9,800	
印刷製本費	200,000	93,312	-106,688	計画差（2回 ⇒ 1回）
郵便宅配料	10,000	10,640	640	
消耗品費	1,000	0	-1,000	
雑費	20,000	10,000	-10,000	計画差（2回 ⇒ 1回）
参加費返金	0	0	0	
振込手数料	1,000	432	-568	
苦情相談事業	0	0	0	
苦情相談事業	0	0	0	
学術交流事業	247,000	582,949	335,949	計画差（1回 ⇒ 2回）
講師料	70,000	20,422	-49,578	一部講師辞退
交通費	2,000	1,912	-88	
会場借料設営費等	20,000	73,200	53,200	計画差（1回 ⇒ 2回）
会議費	30,000	216,500	186,500	講師等弁当等未計上
印刷製本費	100,000	261,509	161,509	計画差（1回 ⇒ 2回）
郵便宅配料	2,000	3,336	1,336	
消耗品費	2,000	0	-2,000	
雑費	20,000	4,365	-15,635	
資料作成	0	0	0	
振込み手数料	1,000	1,705	705	
お釣り準備		0		

2019（平成31／令和元）年度決算報告書（案）（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

NPO法人食品保健科学情報交流協議会　　単位:円

科　　目	平成31年／令和元年度 予算	平成31年／令和元年度 執行状況	収支差額	備　　考
調査研究事業	170,500	224,591	54,091	
人件費	5,500	0	-5,500	
事務経費	0	0	0	
アンケート調査費	0	0	0	
ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ経費	150,000	212,558	62,558	表示勉強会
交通費	3,000	800	-2,200	
雑費	10,000	10,309	309	
郵便宅配料	1,000	492	-508	
振込手数料	1,000	432	-568	
国際協力事業	0	0	0	
国際交流事業	0	0	0	
管理費	2,219,697	2,337,528	117,831	
賃金・アルバイト料	900,000	1,131,443	231,443	事務局引継ぎ198,063
交通費・旅費	299,000	135,322	-163,678	事務局交代による交通費価額差
会議費	40,000	7,922	-32,078	紙コップ在庫活用等節約
会場・設備借料	0	0	0	
家賃・管理費	330,000	325,006	-4,994	
通信費	120,000	140,785	20,785	
リース料	120,000	103,356	-16,644	
資料作成費	0	0	0	
郵便宅配料	20,000	25,132	5,132	
パソコンメンテナス料	100,000	130,379	30,379	マカフィー継続6,682　ウイルスバスター新規契約14,850
備品・図書購入費	100,000	113,200	13,200	Windows10パソコン2台購入110,000
情報収集費	0	14,080	14,080	提供資料代
学会・研究参加費	0	0	0	
消耗品費	20,000	37,288	17,288	事務所整理に伴うファイル等
水道・光熱費	70,000	72,694	2,694	
雑費	20,000	50,590	30,590	Windows10 版会計王33,000
慶弔費	5,000	0	-5,000	
租税公課	1,000	0	-1,000	
振込み手数料	10,000	9,482	-518	
予備費	64,697	40,849	-23,848	エアコン修理40,849
郵便局⇒銀行				
支　出　合　計	3,092,197	3,381,202	289,005	
当期収 支 差 額	-200,191	1,574,527	1,774,718	寄付金が無ければ、－225,282円の純赤字
次期繰越収支差額	0	1,774,718	1,774,718	寄付金残

2019(平成31／令和元)年度貸借対照表(令和2年3月31日現在)

NPO法人食品保健科学情報交流協議会

(単位：円)

区　　分	科　目	小科目	大科目
資　産　の　部			
流　動　資　産			
	現　　金	0	
	郵便振替貯金	0	
	普　通　預　金	1,774,718	
	流動資産合計		1,774,718
固　定　資　産			
	電話加入権	29,400	
	固定資産合計		29,400
資　産　合　計			1,804,118
負　債　の　部			0
	負　債　合　計		0
正味財産の部			
	前期繰越正味財産		229,591
	当期収支差額		1,574,527
	正味財産合計		1,804,118
	負債及び正味財産合計		1,804,118

令和元年度監査報告書

定款第15条第7項の幹事に関する規定に基づき、令和元年度における活動・業務及び会計の監査を令和2年4月21日食科協事務所において実施したので、次のとおり報告する。

1. 監査の方法

(1) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、事業報告書、収支計算書及び領収書、並びにこれらに関する帳簿類の正確性を監査した。

(2) 活動・事業監査については、常任理事会に可能な限り出席して業務の執行状態を観察するとともに、事業報告書及び関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて活動・業務の執行の妥当性を監査した。

2. 監査意見

(1) 収支計算書及びこれらに関する帳簿類の記載金額は一致し、収支状況及び財産状況を正しく示していると認める。

(2) 事業報告の内容は定款に基づき運用されており、真実である。

(3) 理事の職務執行に関する不正行為又は定款に違反する事実はないと認める。

以上

2020（令和2）年6月3日

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会

監事 中川則和 印

監事 久保忠直 印

第２号議案

2020（令和 2）年度事業計画（案）

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、突然現れ、「あっ！」と言う間に世界中をパンデミックで覆って仕舞い、多くの人の命を奪う猛威を振るい、世界中の人々の生活に莫大な影響を与えている。政府は 4 月 7 日首都圏及び関西圏の一部自治体に対し「緊急事態宣言」を発した。

これを受け NPO 法人食科協は「新型コロナウイルス感染症への対応について」を取りまとめ、6 月に予定していた通常総会を電子媒体等利用方式とするとともに、会員研修会の開催を中止するなどの決定をして会員等関係者に通知した。ニュースレターやかわら版は今までとほぼ同じペースで発信する予定であり、会員研修会で予定していた情報提供も可能な限りその中で発信していきたい。

これを機に各食品事業者が BCP 策定するなど、この影響から回避し、あるいは回復をするために如何なる対処をするかが課題であり、いかに早く日常生活を取り戻すかが求められる。また、食の安全は、この状況にあっても、その最大の課題の一つとして挙げられるべきものとして、NPO 法人食科協は立ち向かわなければならないと考え、基本となる活動方針及び活動のスケジュールについて次のとおり、項目を明確にしておきたい。

基本方針

2019 年度は、5 月に改元され「令和」とされた。

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会（略称：NPO 法人食科協）は、平成 25 年度の 10 周年を機に、今後のあり方を明確にするコミットメント（全文を参考に記載）を発信した。今年度も、これに基づき活動を継続することとしている。2022 年には 20 周年を迎えるところから、それに向けてコミットメントを食の安全管理を取り巻く現状に合わせたものとするよう検討したい。

改正食品衛生法及び食品表示基準の円滑な施行への支援は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう困難な社会情勢の中にあって、食品事業者にとって大きな力となり、消費者の購買行動への助けとなるものであり、今年度も継続していろいろな形で取り組むこととしたい。

東京オリンピック開催については、1 年間の延期をすることとされたので、開催地やキャンプ地を含む多くの関連地域においてこれに関わることとなり、多くの食品関係施設の安全確保は必須である。

このような中で、これらの諸制度に取り組む食品事業者や食品衛生監視員等への適切な情報の収集と提供などの支援に努めることとする

Ⅰ．総会及び理事会等会議の開催

総会・理事会等の会議については、国の緊急事態宣言を受け、概ね次の日程において開催することとした。状況を確認しながら、理事長が必要と認めたときには臨時に会議を開催するものとする。

１、定例総会

第 18 回定例総会を 6 月 3 日、江東区豊洲文化センターにおいて開催を計画したが、新型コロナウイルス感染症の拡大が継続している中で政府が緊急事態宣言を発したことにより、次のとおり開催の変更をすることとした。

5 月 8 日を目途に関係資料及び議決権行使書／委任状をダイレクトメールにて発送し、会議体に代わる開催とする。なお、同文を E-メールにて送信する。

(1) 総会提出議題等資料として、

第１号議案　2019 年度事業報告及び決算書、2019 年度貸借対照表、監査報告書
第２号議案　2020 年度事業計画書及び予算書
第３号議案　役員改選関係文書及び関係文書
第４号議案　その他（新たな議題があれば資料とする。）
報告事項　　必要に応じて資料を作成・送付する。

(2) 議決権の行使等の方法

議決権行使書／委任状を総会提出議題資料に同封するので、必要事項を記入後 FAX 又は E-メールにて NPO 法人食科協事務所宛て 5 月末日までに送付頂くものとする。

(3) 各議案の採決は、6 月 3 日に全麺連会館において行う。

議決は、各会員からの議決権行使書／委任状の集計結果を理事長、専務理事、理事 1 名、監事及び一般会員 1 名が確認して議事録を作成し、6 月度ニュースレターに掲載して会員に報告する。

２、 理事会

(1) 定例では、総会に先立ち開催し、総会への提出議題について審議していたが、緊急事態宣言を受け、第 1 回理事会については、総会資料の送付と同時に電子媒体メールにより行う。

理事会資料の送付、議決権の送付、各議案の採決方法については、総会と同様に行い議事録を作成し、結果をニュースレターにおいて報告する。

(2) 2019 年度第 2 回理事会は、11 月に公開講演会と共に開催する。

３、 常任理事会

常任理事会は、毎月理事長の定めた日時に開催し、運営の方針を定める。
必要に応じて、運営委員会と合同で会議をすることがある。

４、運営委員会

運営委員会は、理事長の指示に基づき、会の運営に参加する。

Ⅱ．食科協における課題

１、 活動の活性化について

会員の増加については、活動の活性化を図る上での長年の課題である。

食品の安全に関る多くの問題が山積みのまま推移し、食科協としても取り組むべき課題への対応のために当協議会の活性化は急務である。このために広報活動を充実し、会員等との勉強・研修の場を広げることにより会員の増加を図ることが重要課題である。

令和 2 年 3 月 31 日現在会員数

正会員　　104 名　⇒ 109 名（含む、消息不明等 3+6 名）
賛助会員　　13 社　⇒　15 社
特別会員　　1 社　⇒　1 社

事業の活性化として、会員様からの寄付金の取り扱いを検討して事業予算を見直し、国際協力事業を廃止して基盤整備事業とすることとした。これを受け、広報と情報提供の在り方を考え、合同会議等における検討の結果、ホームページの見直しが重要であるとの結論を得て計画中である。

２、 食の安全にかかわる問題への対応

多くの課題のある中で、食品事業者にとって、最優先課題として新型コロナウイルス感染症によるダメージの拡大をどの様に防ぐか、どの様に回復するのかが挙げられる。そのためには、国や自治体の行う対応策に沿った行動をして、国全体が安全又は回復の宣言をできるようにすることである。

その中で、多くの制限への協力を求められる状況下にあっても、食の安全への取り組みに妥協は許せないことである。即ち、食の安全を確保できなければ事業の継続は困難になることは平常時と同じである。各事業者は、様々な方法で営業の継続を図っているが、これまで経験した事例からの対応したBCP（事業継続計画）では、自然災害の情況におけるライフラインの破壊等に対応するものであったが、今回は感染予防である。汚染及びその被害を想定したリスクマネジメントが重要である。

また、この感染が終息に向かったときに備え、どの様な措置・対応をすることにより、現状に復帰できるのかについても視野に入れて、BCPの考え方を取り入れた業務縮小・停止中の施設環境等の保全は重要である。これへの対応は、HACCP等の食品安全管理の一般衛生管理の原則に基づくものとする考え方を進めたい。

また、新型コロナウイルスによる感染症の発生に対応する状況において、隠れたキーワードとして、リスクマネジメント、クライシスマネジメント、リスクコミュニケーションが問題となった。このような機会に「危機管理」の在り方を考えるのも重要かもしれない。例えば、HACCPにおいて、危害要因分析がリスクアナリシスで、これに基づくCCPや一般衛生管理がリスクマネジメントで、正確な情報の水平展開や共通認識を得ることがリスクコミュニケーションである、そして想定外の事件・事故等の発生対応がクライシスマネジメントと考えることができる。

NPO法人食科協が重点的にこれまで取り組んできた改正法等にかかわる課題については、法の施行という観点から、いかに社会的状況の不安定や経営の問題があるからといってないがしろにできるものではなく、適正対応への支援は重要であるので、取り組

む食品事業者や食品衛生監視員等を支援するとともに、制度の変更等について消費者へ分かり易く情報提供する必要がある。

(1) **食品表示については、**

食品表示基準の義務化事項の施行は4月1日からスタートした。これに備えて、2019年度には2度にわたる消費者庁との連携による講演会等を実施し、施行に備えるよう学習してきました。食科協では、施行後における事業者が抱える問題点にどのように応えていくかが課題となるものと考えている。

当面は状況を見守りながら、質問等への対応をすることとしている。

(2) **改正食品衛生法一部改正については、**

改正食品衛生法の関係政省令は容器包装関係を除き公布され、6月からの施行に備えているところである。各自治体における関係条例の改正が進んだと聞いている。これらの円滑な施行への情報提供と支援は必須と思われるところから公開講演会をはじめとする対応を計画しているところであるが、会員研修会を中止したところであるので、ニュースレターやかわら版等において情報提供をすることとしている。

(3) **海外における食品安全動向において、**

米国食品安全強化法（FSMA）施行以後、我が国における輸出関連事業者にとってその対応は重要となっている。併せて、国内の食品事業者等が改正食品衛生法におけるHACCP制度だけでない価値観を求めて、ISO22000、FSSC22000等の国際的な民間認証を得ようとする動きが進んでいる。食科協としては、この動きに注目し情報の収集を図り、適宜提供することとしている。

また、HACCPの義務化に合わせ一部業界において、Codex HACCP認証を求める動きがあるとのことであるが、無理のない範囲での支援について検討していきたい。

(4) **食中毒について**

アニサキスが件数において第1位を継続している。患者数においてはノロウイルス、カンピロバクター、ウエルシュ菌等の順で、微生物による食中毒が主たるものである。継続して注意を喚起することとしている。

自然毒による食中毒においては、キノコを原因食品とするものについては異常気象との関連があるといわれており注意を喚起する必要がある。

新型コロナウイルス感染症対策は事業者に食中毒予防対策の重要性を新たに認識させたが、従来通りの営業から異なる形に変更して営業を継続していることを多々認めるが、新たな形の営業が食中毒等の事故を呼ばないよう注意を喚起することとしたい。

(5) **大規模地震、異常気象による洪水等による被害について**

昨年、数次にわたり全国各地で発生した風雨による被害は重大で、長期にわたるインフラへの影響を引き起こし、まだ、修復されない地域が残っている。東北大震災の際に発信した「電力事情悪化への対応」の見直しをして、災害時の食生活への不安解消のための情報提供と支援を検討する。

また、この見直しに当たっては、今回の新型コロナウイルス感染症を念頭に置いたBCPの見直しについても検討されるよう支援したい。

Ⅲ．取り上げるべき事業

１、食品の安全にかかわる諸問題について、

情報の収集・整理を行い、状況に応じて会員の勉強会・研修会を重ねることを念頭に置いたが、当分の間は集合による会議や講演会を自粛することに協力するため状況に応じた方式による対応をすることとして情報の共有等を図ることを検討する。

(1) HACCPを主として改正食品衛生法への対応は食品事業者の最大の関心事項であるが、関係政省令が多岐にわたり、施行時期も複雑である。

これに対応するために、公開講演会を始めとする情報提供を行うこととする。併せて、分かり易い解説や学習ツールを開発し、新たなホームページを活用して提供することとしている。

例えば、小規模事業者が取り組み実施する「HACCPの考え方を取り入れた」①衛生管理計画の作成、②手順書の作成、③実施の記録及び保存、④定期的な検証、について分かり易く解説する。

(2) 食品安全規制の国際標準となる規格が要求事項の拡大等がなされた改訂ISO22000やFSSC22000などにも注目し、これまで通り情報提供に努めたい。

(3) 食中毒に係る情報は緊急を要することからニュースレターやかわら版等を通じて常に最新の情報の発信をこれまで同様行う。

(4) 昨年度、会員の方から寄付をいただき5年計画で活用することとなった。このための5か年計画の策定が必要となり、今年度から予算科目「国際協力事業」を改め「基盤整備事業」とした。

初年度において「ホームページの全面的な見直し」をするため検討を　開始し、早急に新たなホームページを構築することとしている。

(5) 食品安全を取り巻く状況の変化は著しいものがあるので、これに適切に対応するため、関連する機関や団体との連携を図ることとしたい。

特に、自治体等から要請があれば、関係者の派遣等を行いたい。

２、ワークショップの開催

(1) 会員研修会の開催の中止について

第18回総会に合わせ、下記予定にて研修会を開催することとしていたが、新型コロナウイルスによる感染症の状況を考慮し、同様に開催を中止することとした。

開催日時　2020年6月3日(火)13：30～16：50

開催場所　江東区豊洲シビックセンター　5階ホール

研修会は、「改正食品衛生法にかかわる政省令の全体像」をテーマとし、併せて、検討中である「容器包装の規制」の具体的内容について、厚生労働省各関係担当課長から説明をいただく。

この研修会のテーマは、食品等事業者、食品衛生監視員等にとって重要な課題であるところから、改めて開催等により何らかの形で、関連する情報提供の場を検討することとしている。

(2)　食の安全に関するリスクコミュニケーションツールである「食の安全ナビ検定クイズ」の勉強会は、食品衛生法改正、食品表示法の新食品表示基準の設定等の状況変化に対応するために休止していたが、新たな制度改正等に合わせたクイズの作成及びこれまでのクイズの見直しをする勉強会等の立ち上げについて検討することとしたい。

あわせて、リスクコミュニケーションツールの在り方、活用方法等についてのワークショップの開催について検討することとしている。

(3)　勉強会・講演会の開催について

昨年度においては改正食品衛生法の政省令の動向及び新食品表示基準などに注目し、状況に併せた情報提供を実施してきた。

今年度は、新型コロナウイルスの影響等を見極めながら、改正食品衛生法にかかわる自治体における条例等の動向について、会員や食品事業者・食品衛生監視員の皆様の要望を意識して、その要望に応えた講演会、勉強会等の開催をすることとしたい。

３、リスクコミュニケーション部会及び食の安全施策調査部会活動の活性化

食科協会員は減少の傾向がある一方で、勉強会、講演会等の参加者は増加しており食科協に期待されていると自負している。勉強会、講演会その他の活動をより魅力のあるものとし、賛同者が増え活性化するよう、部会活動等を通じて基盤整備に関する検討を行い、併せて、効果的なワークショップを開催できるリスクコミュニケーションツールの開発等を行いたい。

部会の名称はあるが、部会員による運営ではなく、その目的に合わせ部会活動と称して、その都度対応することといる。会員の皆様の参加をお願いいたしたい。

４、関係団体等との連携について

今年度も引き続き（一財）日本科学技術連盟様を始め食品衛生に関する機関・団体様と食の安全に関する課題について、情報交換をし、必要に応じて連携を取り勉強会の開催や当面する課題等への提言等の活動をすることとしたい。

改正食品衛生法の施行に当たり、全国の保健所が新型コロナウイルス感染症への対応に追われ、また食品事業者も当事者として対応しているところから、NPO 法人食科協としても関係団体等との連携により積極的に支援できるよう、できることを模索したい。

以上

2020（令和2）年度予算（案）（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

NPO法人食品保健科学情報交流協議会　　単位:円

科　　目	平成31/令和元年度 決算	令和2年度予算案	増減差額	備　　考
収　入	4,955,729	2,840,006	-2,115,723	
会費収入	1,700,500	1,730,000	29,500	
正会員会費	500,500	530,000	29,500	名ばかり会員の整理と会員募集
賛助会員会費	1,200,000	1,200,000	0	
事業収入	1,211,000	1,000,000	-211,000	
情報提供技術指導事業	294,000	300,000	6,000	
苦情相談事業	0	0	0	
学術交流事業	601,000	400,000	-201,000	2回 → 1回
調査研究事業	316,000	300,000	-16,000	
国際協力事業	0	0	0	前国際協力事業
管理費収入	44,211	100,000	55,789	
	44,211	100,000	55,789	テキスト資料の拡売等
寄付	2,000,000	10,000	-1,990,000	
利息	18	6	-12	
前期繰越	200,191	1,774,718	1,574,527	
普通預金	200,191	1,774,718	1,574,527	
収　入　合　計	5,155,920	4,614,724	-541,196	
支　出				
事業費	1,043,674	1,072,000	28,326	
情報提供技術指導等事業	236,134	290,000	53,866	会員研修会
講師料	0	35,000	35,000	講師の省庁職員依頼未定
賃金・アルバイト料	0	0	0	
原稿料	0	10,000	10,000	講師の省庁職員依頼未定
資料作成	0		0	
交通費	2,020	3,000	980	
会場借料設営費等	9,930	40,000	30,070	安価会場手配の不確実性
会議費	109,800	60,000	-49,800	節約（弁当代、情報交換会）
印刷製本費	93,312	120,000	26,688	直近開催資料印刷代を反映
郵便宅配料	10,640	10,000	-640	
消耗品費	0	1,000	1,000	
雑費	10,000	10,000	0	
参加費返金	0	0	0	
振込手数料	432	1,000	568	
苦情相談事業	0	0	0	
苦情相談事業	0	0	0	
学術交流事業	582,949	273,000	-309,949	公開講演会　2回 → 1回
講師料	20,422	35,000	14,578	
交通費	1,912	2,000	88	
会場借料設営費等	73,200	40,000	-33,200	
会議費	216,500	60,000	-156,500	節約（弁当代、情報交換会）
印刷製本費	261,509	120,000	-141,509	直近開催資料印刷代を反映
郵便宅配料	3,336	3,000	-336	
消耗品費	0	2,000	2,000	
雑費	4,365	10,000	5,635	
資料作成	0	0	0	
振込み手数料	1,705	1,000	-705	
お釣り準備	0	0		

2020（令和2）年度予算（案）（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

NPO法人食品保健科学情報交流協議会　　単位:円

科　　目	平成31/令和元年度 決算	令和2年度予算案	増減差額	備　　考
調査研究事業	224,591	109,000	-115,591	ワークショップ（勉強会）
人件費	0	0	0	
事務経費	0	0	0	
アンケート調査費	0	0	0	
ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ経費	212,558	100,000	-112,558	小規模勉強会を予定
交通費	800	2,000	1,200	
雑費	10,309	5,000	-5,309	
郵便宅配料	492	1,000	508	
振込手数料	432	1,000	568	
基盤整備事業	0	400,000	400,000	
基盤整備事業	0	400,000	400,000	ホームページ見直し
管理費	2,337,528	3,542,724	1,205,196	
賃金・アルバイト料	1,131,443	950,000	-181,443	事務局引継ぎ重複無し
交通費・旅費	135,322	120,000	-15,322	事務局引継ぎ交通費無し
会議費	7,922	5,000	-2,922	集合会議の回数減
会場・設備借料	0	0	0	
家賃・管理費	325,006	330,000	4,994	
通信費	140,785	140,000	-785	
リース料	103,356	104,000	644	
資料作成費	0	0	0	
郵便宅配料	25,132	20,000	-5,132	
パソコンメンテナス料	130,379	110,000	-20,379	
備品・図書購入費	113,200	230,000	116,800	前期未払い222,145円含む
情報収集費	14,080	10,000	-4,080	
学会・研究参加費	0	0	0	
消耗品費	37,288	10,000	-27,288	事務所内整理用文具を昨年購入
水道・光熱費	72,694	70,000	-2,694	
雑費	50,590	20,000	-30,590	Windows10版会計王昨年購入
慶弔費	0	5,000	5,000	
租税公課	0	0	0	
振込み手数料	9,482	10,000	518	
予備費	40,849	1,408,724	1,367,875	うち、120万円は寄付金の次期繰越し金。純予備費は、208,724円。
郵便局⇒銀行				
支　出　合　計	3,381,202	4,614,724	1,233,522	
当期収 支 差 額	1,574,527	-1,774,718	-3,349,245	
次期繰越収支差額	1,774,718	0	-1,774,718	

第３号議案

2020・2021（令和２・3）年度

NPO 法人食品保健科学情報交流協議会役員候補者名簿（案）

（令和２年４月21日）

職　名	氏　名	所　　属	備　考
会　長			
理事長	馬場　良雄	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
専務理事	渡邊　清孝	(有)F・S・C	
常任理事	有働　久志	(一社)日本乳業協会	
	榎元　徹也	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
	小暮　　実	食品衛生アドバイザー	
	佐仲　　登	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
	西　　慶一	(一財)日本食品検査	
	日比野光一	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
	見冨　信祐	(一財)日本科学技術連盟食品安全審査室	
	森田　満樹	消費生活コンサルタント	
理　事	口地眞智子	フジパングループ本社株式会社	
	広田　鉄麿	(一社)食品品質プロフェッショナルズ	
監　事	中川　則和	(株)紀文食品	
	久保　忠直	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
顧　問	関澤　　純	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
	森田　邦雄	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	
事務局	渡邊専務理事、日比野常任理事、北村運営委員、飯塚運営委員		

退任者

顧問　槙　孝雄

以上

理事長指名理事会承認

2020（令和 2）年度

NPO 法人食品保健科学情報交流協議会運営委員候補者名簿

（令和 2 年 6 月 3 日）

氏　　名	所　　属	備　　考※
伊井　　宏	(株)アルボース	賛助会員
笈川　和男	食品衛生コンサルタント	
太田　　進	サムズパケージ研究所	
小俣　　勇	(公社)千葉県食品衛生協会	
北村　忠夫	食の安全コミュニケーター	
後藤　康慶	(一財)日本食品検査　関西事業所	
立石　　亘	食品化学新聞社	
宮城　良輔	(株)千葉衛生科学検査センター	賛助会員
村松　寿代	東京サラヤ(株)	賛助会員
山田　　衛	大東港運(株)	
飯塚　みはる	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会	事務員新任

※ 備考欄の記載無しは正会員

以上